

## 神奈川県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画の推進について（素案）

### 1 計画の目的

この計画は、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（以下「自動車NOx・PM法」という。）の規定に基づき、窒素酸化物と粒子状物質の総量を削減する各種の対策を、国、県、市町村、事業者及び県民の緊密な協力の下で総合的かつ計画的に推進していくため、平成 15 年 7 月に国の同意を得て策定したものである。

### 2 計画の目標等

#### (1) 計画の対象地域

「自動車NOx・PM法」に定める対策地域（18市8町）を含む県内全域とする。

#### (2) 目標

##### ア 二酸化窒素

平成 22 年度までに環境基準達成局率を 100%とする。

なお、平成 14 年度の環境基準の達成状況は、大気汚染常時監視測定局 91 局中の 75 局（82.4%）であり、5 分の 1 弱の測定局が環境基準未達成となっている。（図 1 参照）

##### イ 浮遊粒子状物質

平成 22 年度までに環境基準達成局率を 100%とするように努める。

なお、平成 14 年度の環境基準の達成状況は、大気汚染常時監視測定局 90 局中の 41 局（45.6%）であり、過半数の測定局が環境基準未達成となっている。（図 2 参照）

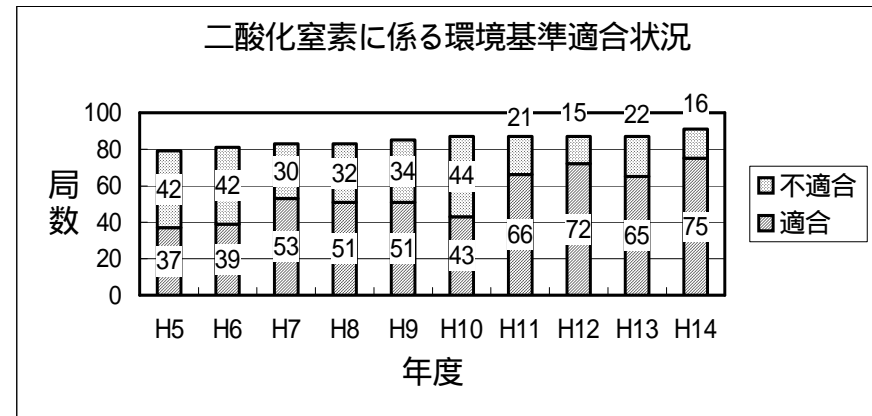
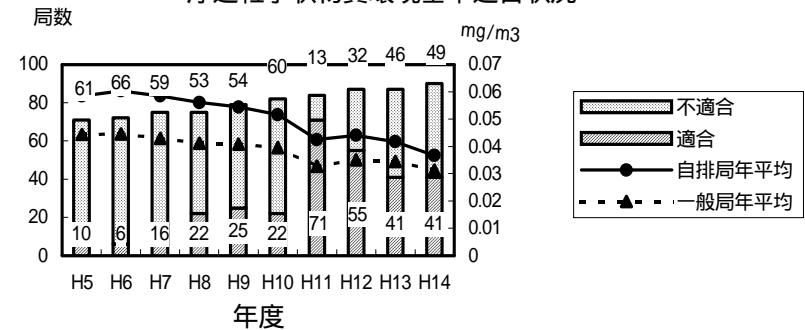


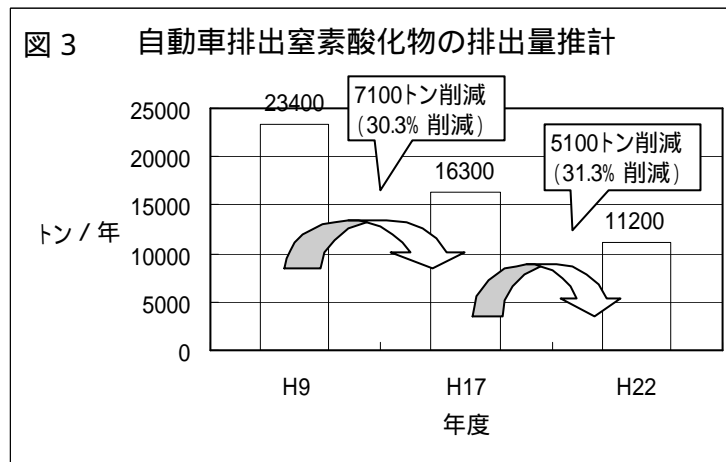
図 2 浮遊粒子状物質環境基準適合状況



### (3) 目標達成に必要な削減量

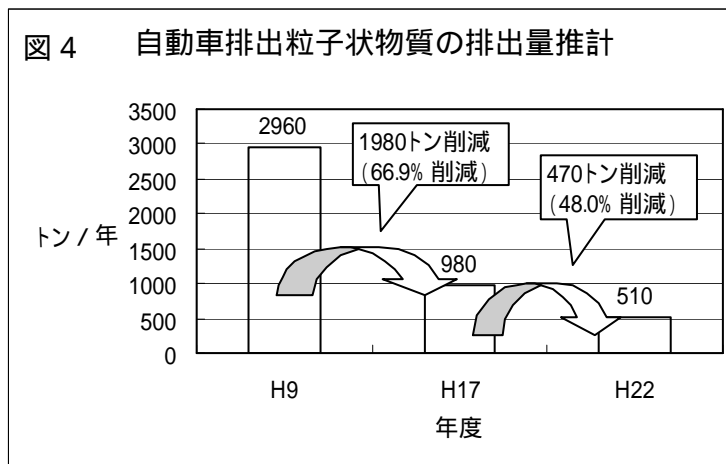
#### ア 窒素酸化物

平成 22 年度の目標達成に向けて必要となる削減量は、図 3 に示すとおりであり、自動車単体規制などの直接的な施策に加え、自動車交通需要の調整・低減や交通流体策の推進等の間接的な施策及び局地汚染対策並びに自動車対策以外の固定発生源対策を実施することにより、県内全域での環境基準の達成を図ることとしている。



#### イ 粒子状物質

平成 22 年度の目標達成に向けて必要となる削減量は、図 4 に示すとおりであり、条例によるディーゼル車の運行規制などの直接的な施策に加え、自動車交通需要の調整・低減や交通流体策の推進等の間接的な施策及び局地汚染対策並びに自動車対策以外の固定発生源対策を実施することにより、県内全域での環境基準の達成に努めることとしている。



### 3 施策の実施状況について

#### (1) 自動車からの排出ガス抑制のための直接的な施策

個々の自動車からの排出ガスを抑制するため、法令規制を始めとする次の施策を実施している。

##### ア 自動車単体規制の強化等

平成 14 年度から 16 年度にかけて、ディーゼル車に対する新短期規制を順次開始するほか、中央環境審議会の第 5 次答申にあるディーゼル新長期目標の早期導入による自動車排出ガス規制の強化等を図っている。(国)

また、適正な自動車管理のための点検・整備に係る指導、取締り等を実施している。(国、警察本部)

##### 【主な取組】

関東運輸局 平成 15 年度は、道路運送車両の保安基準により、新規検査時にディーゼル自動車に対する新短期規制を実施。平成 15 年 6 月、10 月に強化月間を設け、点検整備キャンペーンを実施。街頭検査を前年度(関東管内 108 回)並み以上に実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

県警本部 平成 15 年度は、街頭検査・指導取締りを 19 回実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

##### イ 車種規制の実施

「自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法」に基づく車種規制の適正かつ確実な実施を図るとともに、規制適合車への早期転換を促進するための支援を行っている。(国、県)

##### 【主な取組】

関東運輸局 平成 15 年度は、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法に基づく車種規制について、平成 15 年 9 月 30 日以降順次使用車種規制を実施。また、自動車 NO<sub>x</sub>・PM 法に基づく新車代替に対する支援措置として、自動車取得税の減免、国民生活金融公庫等による融資を実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

##### ウ 運行規制等の実施

「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」(以下「条例」という。)に基づき、ディーゼル車のうち貨物自動車、バス等について、平成 15 年 10 月から、粒子状物質の排出基準に適合しない車両の県内の運行を禁止している。(県)

また、運行規制に適合させるために、事業者が行うD P F等粒子状物質減少装置の装着あるいは規制適合車への代替に対する支援を行っている。(県、横浜市、川崎市)

さらに、条例に基づいて、粒子状物質の排出量を増加させる重油混和燃料等の使用・販売を禁止するとともに、低硫黄軽油やクリーン軽油の普及促進等、燃料の品質対策を行っている。(県、川崎市)

#### 【主な取組】

神奈川県 平成15年度は、県条例によるディーゼル車運行規制を実施(平成15年10月1日に条例施行)。平成16年度は、継続実施の予定。

神奈川県、横浜市、川崎市

平成15年度(見込)は、八都県市粒子状物質減少装置指定制度を運用(12月末現在、8回指定)。粒子状物質減少装置の装着補助及び最新規制適合車への買換え融資を実施。平成16年度は、継続実施の予定。

関東運輸局 平成15年度は、低公害車普及促進対策費補助の対象を自家用車まで拡大し、D P F、酸化触媒の装着補助を実施。平成16年度は、継続実施の予定。

#### エ 低公害車の普及促進

条例による低公害車の導入義務づけ(県、横浜市)をはじめ、各種協議会による普及促進策の検討(国、県)や低公害車の公用車への率先導入(国、県、市町村)を図るとともに、低公害車の導入や燃料供給施設の整備拡充に対する支援(国、県)を行っている。

また、自動車メーカーに対しては、低公害車の開発促進を求めている。(国、県)

#### 【主な取組】

国、神奈川県

平成15年度は、天然ガス自動車の導入補助、天然ガス自動車の燃料供給施設の設置補助を実施(2基補助)。

平成16年度は、上記事業を継続実施するほか、燃料電池自動車の導入モデル事業等を予定。

神奈川県、横浜市、川崎市

平成15年度は、八都県市低公害車指定制度の運用(3回指定)。条例による低公害車導入義務づけの周知啓発を実施。平成16年度は、継続実施の予定。

関東運輸局 平成 15 年度は、国土交通省低排出ガス車認定制度において低排出ガス車として認定した自動車をホームページ等で公表。低公害車導入促進協議会を通じ、地方自治体等による低公害車導入を促進（第 2 回 8 月開催）。平成 16 年度は、継続実施の予定。

小田原市 平成 15 年度は、小田原市低公害車普及促進会議により、低公害車体験試乗会・シンポジウムの開催、低公害車絵画・ポスターコンクール、季刊紙発行などを実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

## (2) 自動車からの排出ガス抑制のための間接的な施策

貨物自動車等の走行を抑制し、自動車交通需要の調整・低減を図るとともに、交通の流れを改善することを通して、自動車からの排出ガス量の抑制及び環境濃度の低減対策を実施している。

### ア 自動車交通需要の調整・低減

#### (ア) 都市交通を適切に調整する施策の推進

ピーク時の交通需要を軽減・平準化し、環境への負荷を低減する環境ロードプライシング、パークアンドライドなど都市内交通を適切に調整する施策を推進するとともに、時差出勤等と呼びかけている。（国、県、市町村、警察本部、公団（日本道路公団又は首都高速道路公団を指す。以下同じ。））また、交通需要マネジメント（TDM）の実証実験等を推進している。

#### 【主な取組】

##### 首都高速道路公団

平成 15 年度は、環境ロードプライシングを実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

神奈川県 平成 15 年度は、エコ・パークアンドライドプロジェクトの試行により交通需要マネジメントを推進。平成 16 年度事業については検討中。

川崎市 平成 15 年度は、PTPS を用いた特急化実施により TDM 実証実験を実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

関東運輸局 平成 15 年度は、横浜みなとみらい 21 地区における 100 円バスを活用した TDM 実証実験、川崎市環境 TDM 実証実験事業に対する補助を実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

#### (イ) マイカー利用の抑制

マイカーの利用を抑制するために、鉄道の整備など利便性の高い鉄道網を形成し、バスロケーションシステムやバス優先信号制御等を行う公共車両優先システム（PTPS）の整備などによりバスの利便性の向上を図るとともに、駅周辺の乗り継ぎの改善など、結節点の強化を図っている。（国、県、市町村、警察本部、鉄道事業者、バス事業者）

【主な取組】

県警本部 平成 15 年度は、バス優先通行帯の新設、公共車両優先システム（PTPS）を整備（16 か所）。平成 16 年度は、継続実施の予定。

横浜市 平成 15 年度は、エコライフチケットを発行。平成 16 年度は、継続実施の予定。

(ウ) 貨物輸送の改善

a 鉄道・海運の積極的活用等

県内の自動車交通量の緩和を図るため、鉄道・海運の積極的活用（モーダルシフト）を促進している。（国、県）

b 貨物輸送の合理化推進

(a) 輸送効率の向上を図るための理解・協力の推進

効率的な物流システムを構築し、輸送効率の向上を図るため、営業用トラックの積極的活用、共同輸配送の推進、積載効率の向上等について理解と協力を促進している。（国）

(b) 高度道路交通システム（ITS）による輸送効率の向上

積載効率の向上に資する高度道路交通システム（ITS）の積極的な開発・導入を促進している。（国、警察本部、公団）

(c) トラックターミナル等の物流拠点の計画的整備

トラックターミナル等の物流施設の複合化、高度化等により効率の良い物流システムを構築するため、物流拠点の計画的な整備を推進している。（国、県）

【主な取組】

横須賀市 平成 15 年度は、長距離フェリー航路開設によるモーダルシフトの推進に向けた道路整備を実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

関東運輸局 平成 15 年度は、幹線物流の環境負荷低減に向けた実証実験に対する補助を実施（㈱ニフレイ関東～九州間鉄道活用実証実験他 12 件）。平成 16 年度は、継続実施の予定。

## イ 交通流対策の推進

### (ア) 道路構造対策の推進

交通の分散や道路機能の分化を図るため、環状道路、バイパス等幹線道路ネットワークの整備を進めるとともに、交差点や踏切での交通渋滞の解消を図るため、立体交差化、右折専用レーンの設置等交差点の改良及び道路と鉄道との連続立体交差化等のボトルネック対策を推進している。（国、県、市町村、警察本部、公団）

#### 【主な取組】

国土交通省（関東地方整備局）、首都高速道路公団、日本道路公団

首都圏中央連絡自動車道（さがみ縦貫道路等）や高速川崎縦貫線など自動車専用道路網の整備を実施。平成 16 年度は継続実施の予定。

神奈川県

平成 15 年度は、自動車専用道路網、インターチェンジ接続道路網、交流幹線道路網及び緊急輸送路を整備するとともに、地域分断・交通のボトルネックの解消に向け、鉄道との立体交差化等を実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

### (イ) 適正な交通管理

新交通管理システム（UTMS）、信号機その他の交通安全施設の整備、交通渋滞や駐車場等に係る情報の収集及び的確な提供を行う道路交通情報通信システム（VICIS）等の整備拡充並びにノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）の整備等の高度道路交通システム（ITS）を推進し、情報通信を活用した交通代替の推進等を通じて、自動車交通流の整序化、円滑化を図っている。（国、県、市町村、警察本部、公団）

#### 【主な取組】

県警本部 平成 15 年度は、交通規制を実施（通行禁止規制 17 区間、速度規制 17 区間、進行方向別通行区分等 211 箇所）。平成 16 年度は、継続実施の予定。

首都高速道路公団

平成 15 年度は、ETC の導入促進。平成 16 年度は、継続実施の予定。

(ウ) 総合的な駐車対策

道路整備の状況を踏まえつつ、駐車場の整備、違法駐車の効果的な排除等の総合的な駐停車対策を推進している。(国、県、市町村、警察本部)

【主な取組】

県警本部 平成 15 年度は、パーキング・メーター等を整備(100 基更新)。平成 16 年度は、継続実施の予定。

藤沢市 平成 15 年度は、駐車場施設整備に関する基本計画策定に向けた課題を整理。平成 16 年度は、継続実施の予定。

(3) 局地汚染対策の推進

県内全域で進める対策だけでは環境基準の達成が困難と見込まれる地域については、交通公害低減システム(E P M S)の整備、環境緑地帯の整備等の総合的な局地汚染対策を重点的に推進している。

【主な取組】

川崎市 平成 15 年度は、川崎市南部地域における局地汚染対策の取組みを実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

(4) 各種対策の効果を高めるための施策

ア 自動車起因の大気汚染の低減のための施策研究、実用化

大気汚染状況を的確に把握するため、大気汚染常時監視測定局の適正配置や浮遊粒子状物質総合対策等の調査・検討を推進するとともに、交通需要管理(T D M)の実証実験等(エコ・パークアンドライドシステムの試行等)を推進している。(国、県、市町村、警察本部)

【主な取組】

川崎市 平成 15 年度は、燃料転換等による走行モード別 P M 低減効果実証調査(国等の 3 研究機関との共同研究事業(3 年間))を実施。平成 16 年度以降は、局地汚染地域のモデルによる風洞実験と拡散モデルの構築、拡散モデルの検証と、種々の対策効果予測の実施を予定。

大和市 平成 15 年度は、窒素酸化物を測定(市内 35 地点の N O x 濃度を P T 10 法で測定/年 4 回、市内 8 地点で屋外設置型 N O x 測定装置による 24 時間測定/年 1 回)。平成 16 年度は、市内 35 地点の N O x 濃度を P T 10 法で測定/年 4



回、市内 8 地点で屋外設置型 NOx 測定装置による 24 時間測定/年 1 回を予定。

神奈川県 平成 15 年度は、自動車排ガスによる局地的高濃度汚染地域の大気環境の改善に関する調査を実施。

#### イ 普及啓発活動の推進

低公害車の導入、適正運転の実施、アイドリングストップなど、条例や「自動車 NOx・PM 法」に規定された事業者及び市民の責務等についての理解を促進するとともに、窒素酸化物、浮遊粒子状物質が高濃度となる冬季における自動車使用の抑制等の普及啓発活動を積極的に展開している。(国、県、市町村、警察本部)

#### 【主な取組】

関東運輸局 平成 15 年度は、自動車運送事業者に対する指導等(自動車使用管理計画の集計、平成 15 年度定期の報告の提出指導等)を実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

神奈川県 平成 15 年度は、自動車使用管理計画に基づく指導(実績報告の提出指導等)を実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

神奈川県、市町村  
平成 15 年度は、リーフレットの配布等によるアイドリングストップの啓発を実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

小田原市 平成 15 年度は、西さがみ連邦共和国「低公害車体験フェア」を開催。平成 16 年度は、継続実施の予定。

#### ウ 地方公共団体間の連携

県、横浜市、川崎市が連携して条例の施行、事業者等に対する協調した支援を行うとともに、八都県市による共同した取組みを推進している。(県、市町村)

#### 【主な取組】

神奈川県、横浜市、川崎市  
平成 15 年度は、八都県市首脳会議大気保全専門部会により、ディーゼル車運行規制の広報を実施(リーフレッ

ト・横断幕・ラジオ広報等)。平成 16 年度も、八都県市首脳会議大気保全専門部会により連携して施策を進める予定。

## エ 計画の進行管理

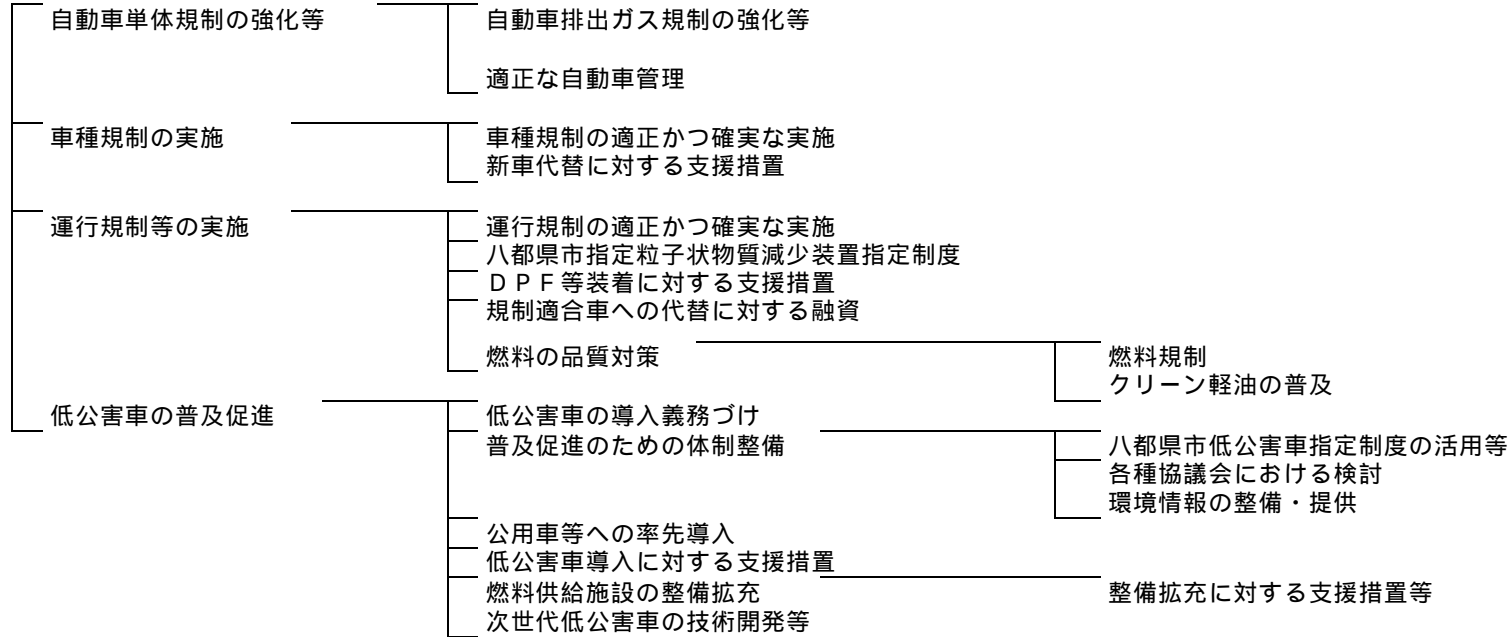
「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」において、施策の進捗状況の的確かつ継続的な把握を行うとともに、その結果について公表していく。(県)

### 【主な取組】

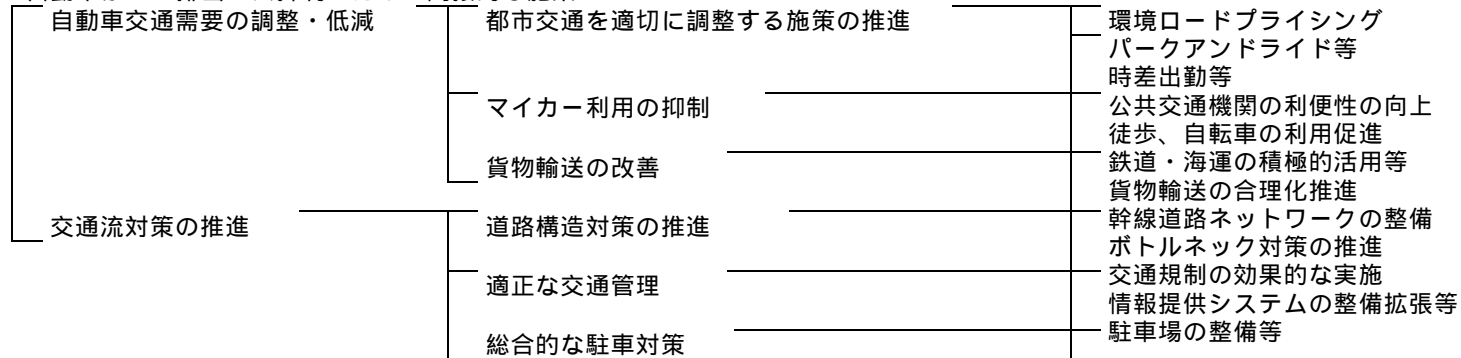
神奈川県 平成 15 年度は、計画の進行管理、新アジェンダ 21 かながわの策定・行動を実施。平成 16 年度は、継続実施の予定。

総量削減計画の施策体系  
県内全域にわたる対策

(1) 自動車からの排出ガス抑制のための直接的な施策



(2) 自動車からの排出ガス抑制のための間接的な施策



違法駐車排除等

排出濃度が高濃度な地域における対策

(3) 局地汚染対策の推進 地域の実情に応じた効果的な施策の実施

(1)～(3)の対策効果を高めるための施策

(4) 各種対策の効果を高めるための施策

自動車起因の大気汚染の低減のための施策研究、実用化

普及啓発活動の推進

自動車使用管理計画に基づく指導等

自動車使用方法の啓発

アイドリングストップ

高濃度期における対策

自動車使用の自粛呼びかけ

その他の普及啓発活動

地方公共団体間の連携

八都県市による共同した取組み等

計画の進行管理

「神奈川県自動車排出窒素酸化物及び粒子状物質総量削減計画策定協議会」による進行管理等